

国民健康保険税などが変わります

国民健康保険(国保)は、被用者保険(協会けんぽ、企業の健康保険、船員保険、共済組合)に加入していない方を対象とした制度です。

国民健康保険(国保)は、被用者保険(協会けんぽ、企業の健康保険、船員保険、共済組合)に加入していない方を対象とした制度です。

後期高齢者医療保険料の軽減措置が改正

〈表1〉国保税の均等割額・平等割額の軽減基準

軽減割合	改正前	改正後
5割	基礎控除額(33万円) +26.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	基礎控除額(33万円) +27万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
2割	基礎控除額(33万円) +48万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	基礎控除額(33万円) +49万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

※1 特定同一世帯所属者は、国保制度から後期高齢者医療制度に移行した方です。

このうち、基礎控除後の総所得金額などが五十八万円以下の方の所得割額の軽減措置が、五割から二割軽減に改正となりました。

〈表2〉後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減基準

軽減割合	改正前	改正後
5割	基礎控除額(33万円) +26.5万円×(被保険者数)以下	基礎控除額(33万円) +27万円×(被保険者数)以下
2割	基礎控除額(33万円) +48万円×(被保険者数)以下	基礎控除額(33万円) +49万円×(被保険者数)以下

となる基準が改正されました(表2)。また、制度加入の前日に、被用者保険の被扶養者だった方の均等割額の軽減措置を、九割から七割軽減に改正しました。なお、総所得金額などの合計額によって

〈表3〉70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額

区分	平成29年7月分まで		平成29年8月分から	
	外来(個人)	外来+入院(世帯)	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み所得者(課税所得145万円以上の方など)	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% 【多数回44,400円(※2)】	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% 【多数回44,400円】
一般(課税所得145万円未満の方など)	12,000円	44,400円	14,000円(年間上限144,000円)	57,600円【多数回44,400円】

※2 多数回の自己負担限度額は、過去1年間に高額療養費に該当した回数が3回あった場合に、4回目から適用されます。

高額療養費は、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限を超えて支払った場合に、自己負担を払い戻す制度です。八月の診療分から、七十歳以上の方の自己負担限度額が変更となりました(表3)。

高額療養費の自己負担限度額を変更

- お問い合わせ
- 国保税に関すること
- 国保年金課国保税係
- ☎22-7429
- 後期高齢者医療制度(保険料・高額療養費)に関すること
- 国保年金課
- 高齢者医療係
- ☎22-7466
- 国保制度(高額療養費)に関すること
- 国保年金課調査給付係
- ☎22-7456



国保制度や後期高齢者医療制度を安定的に運営するためには、医療費の適正化を図ることが大切です。日ごろから、健康づくりや医療機関の適正受診に努め、医療費の節約を心掛けましょう。

8月から申請受け付け開始 健康づくりに取り組む国保加入世帯を表彰します ~国保健康づくり推進世帯表彰~

国保年金課調査給付係 ☎22-7425



無料の特定健診やふくしま健民カードを活用し健康づくり

- ▶内容 表彰状といわきの特産品(5,000円相当)を贈呈
- ▶対象 基準日(11月1日)に次の要件を全て満たす世帯 ①前年度の4月1日から基準日まで継続して被保険者が属している ②申請年度の国保税第2期以前に滞納がない(未申告世帯は対象外) ③高校生を除く18歳以上の被保険者全員がふくしま健民カードを取得している ④申請年度の前年度に、40歳から75歳未満の被保険者全員が特定健診を受診している
- ▶定員 200世帯(応募多数の場合は抽選)
- ▶申請方法 同課、各支所・市民サービスセンター・地区保健福祉センターに備え付けの申請書(市ホームページからも入手可)に記入し、同課へ提出(郵送可)
- ▶申請期限 11月30日(木)
- ※本年度のみ、対象の③は1人以上の取得で可とし、④は要件から除外します。

▼試験日 9月24日(日) (第一次試験)
 ▼試験会場 いわき明星大学
 ▼申し込み方法 同課、各支所・市民サービスセンターに備え付けの申込書類に必要事項を記入し、同課へ提出(郵送の場合は、〒970-8686 職員課へ)
 ▼申込期限 9月1日(金)
 ※申込書類は、市ホームページからも入手できます。



○お問い合わせ
 職員課 人事係
 ☎22-7403

9/10(日) いわき市長選挙投票日



選挙管理委員会事務局 ☎22-7532

○選挙の日程

告示日 9月3日(日)
投票日 9月10日(日)
投票時間 7時～19時(一部は～18時)

○投票できる方

満18歳以上(平成11年9月11日以前に生まれた方)の日本国民で、本市の選挙人名簿に登録されている方です。

今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録されるのは、投票日現在で満18歳に到達した方と、本年6月2日までに本市に転入の届け出をし、9月2日現在、引き続き住民登録のある方です。

なお、8月8日までに市内で転居の届け出をした方は、転居後の住所地の投票所で、8月9日以降に市内で転居の届け出をした方は、転居前の住所地の投票所で投票してください。

○「選挙のお知らせ」を郵送

有権者には、投票日当日の投票所や投票時間などを記載した「選挙のお知らせ」を、世帯ごとに郵送します。お知らせが届かない場合や紛失した場合でも、本市の選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

○期日前投票制度・不在者投票制度の利用

投票日に投票所に行けない方は、期日前投票制度や不在者投票制度を利用してください。

▶期日前・不在者投票期間 9月4日(月)～9日(土)

※期日前投票所・時間は「選挙のお知らせ」で確認してください。

○「選挙公報」の入手方法

候補者の政見や経歴などを掲載した「選挙公報」を新聞に折り込むとともに、公共施設などに備え付けます。市ホームページからも閲覧可能ですが、郵送を希望する方は、同事務局へお問い合わせください。

9月から生活援助サービスを実施

地域包括ケア推進課事業推進係 ☎22-7465

9月から新たに、生活援助サービスを実施します。同サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業の一つで、市の従事者養成研修を修了した方が高齢者家庭を訪問し、掃除や洗濯、買い物などの支援を行います。

詳しくは、最寄りの地域包括支援センターへお問い合わせください。

▶対象 要支援1・2認定者または基本チェックリスト該当者のうち次の要件を全て満たす方
 ①身体介護を要しない ②認知症・精神疾患を呈しない ③疾病などにより状態が急変する恐れがない

○生活援助サービス従事者養成研修の受講者を募集

▶とき 8月24日(木)・25日(金)・28日(月) (全3回)

▶時間 9時30分～15時30分

▶ところ 市文化センター

▶対象 市内に居住する方

▶募集定員 20人(先着順)

▶申し込み方法 8月16日(水)からニチイ学館いわき支店へ電話(☎21-7898)またはファクス(☎21-7931)で



○行政職(「来たれ!即戦力」社会人経験者枠)

職種	採用予定人員	受験資格
一般事務職	5人程度	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた方(学歴要件なし)で、民間企業等における職務経験を直近7年中(平成22年8月1日から本年7月31日まで)の期間に、通算5年以上有する方

○行政職(初級職)

職種	採用予定人員	受験資格
一般事務職	11人程度	平成元年4月2日以降に生まれた方で、短大・高専・専修学校(修業年限が2年以上の専門課程)を卒業または来年3月までに卒業見込みの方。
土木職	2人程度	また、平成3年4月2日以降に生まれた方で、高校を卒業または来年3月までに卒業見込みの方 ※大学卒業(見込み)者は受験できません。
保育士	13人程度	平成元年4月2日以降に生まれた方で、それぞれの職種の資格または免許を有するか、来年3月までに取得見込みの方
幼稚園教諭	2人程度	
消防職	5人程度	平成3年4月2日以降に生まれた方で、短大・高専・専修学校(修業年限が2年以上の専門課程)を卒業または来年3月までに卒業見込みの方。 また、平成5年4月2日以降に生まれた方で、高校を卒業または来年3月までに卒業見込みの方 ※大学卒業(見込み)者は受験できません。

○行政職(上級職)

職種	採用予定人員	受験資格
建築職	1人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた方で、大学卒業または来年3月までに卒業見込みで、大学在学中にそれぞれの職種に関する課程を修めた方
電気職	1人程度	

○専門職

職種	採用予定人員	受験資格
心理判定員	1人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた方で、(公財)日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士の資格を有するか、来年3月までに取得見込みの方